

議員提出議案第5号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成25年4月24日提出

提出者	さいたま市議会議員	新 藤 信 夫
	同	稲 川 晴 彦
	同	江 原 大 輔
賛成者	さいたま市議会議員	土 橋 貞 夫
	同	加 藤 得 二
	同	青 羽 健 仁
	同	福 島 正 道
	同	武 笠 光 明
	同	鶴 崎 敏 康
	同	関 根 信 明
	同	中 山 欽 哉
	同	野 口 吉 明
	同	中 島 隆 一
	同	井 上 洋 平
	同	霜 田 紀 子
	同	帆 足 和 之
	同	渋 谷 佳 孝
	同	島 崎 豊

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま
市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略] (保育所に係る居室の面積の基準の特例)	1 [略]
2 <u>さいたま市保育の実施に関する条例(平成13年さいたま市条例第176号)第2条の規定による保育の実施を必要とする児童の保護者からの入所の申込みがあつたにもかかわらず、第44条第2号の基準(同号ただし書に規定する基準を含む。)</u> に従ふことにより当該申込みに係る児童の保育を当該保育所において行うことができない場合であつて、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市長が特に認めるときは、 <u>同号の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間に限り、乳児室又はほふく室の面積の基準は、乳児1人につき3.3平方メートル以上、同号の幼児1人につき2.5平方メートル以上とする。</u>	
3 <u>さいたま市保育の実施に関する条例第2条の規定による保育の実施を必要とする児童の保護者からの入所の申込みがあつたにもかかわらず、第44条第5号の基準(保育室又は遊戯室の面積に係るものに限る。)</u> に従ふことにより当該申込みに係る児童の保育を当該保育所において行うことができない場合であつて、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市長が特に認めるときは、 <u>同号の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間に限り、保育室又は遊戯室の面積の基準は、同号の幼児1人につき1.65平方メートル以上とする。</u>	
4 [略]	2 [略]
5 [略]	3 [略]
6 [略]	4 [略]
7 [略]	5 [略]
8 前項の規定にかかわらず、 <u>附則第6項の規定による市長の承認については、当分の間、相当期間にわたり、保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。</u>	6 前項の規定にかかわらず、 <u>附則第4項の規定による市長の承認については、当分の間、相当期間にわたり、保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。</u>
9 <u>附則第4項から前項までの規定は、就学前保育等推進法第3条第3項の都道府県で定める条例に</u>	7 <u>前各項の規定は、就学前保育等推進法第3条第3項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満た</u>

掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第6項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

す運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第4項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。